

— 補正情報 —
書籍「出る順社労士」シリーズ
2020年版 出る順社労士 必修過去問題集
②社会保険編

(2020/6/5 現在)

「2020年版 出る順社労士 必修過去問題集 ②社会保険編」におきまして不適切な記載がありましたので、次のとおり訂正させていただきます。お手数ですが、補正の上でご利用いただきますようお願いいたします。また、法改正により訂正が必要となった場合の補正もこちらに掲載いたします。合わせてご確認の程、宜しく願いいたします。

-
- ・ 2020/1/10 更新分… p.1
 - ・ 2020/5/11 更新分… p.1～2
 - ・ 2020/6/5 更新分… p.3
-

【2020/1/10 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P709 問 82 D肢 5行目	・・・, 在職老齢年金の仕組みにより月額 60,000 円の老齢厚生年金が支給停止される。	・・・, 在職老齢年金の仕組みにより月額 55,000 円の老齢厚生年金が支給停止される。

【2020/5/11 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
法改正に伴う補正	P20 問6 問題2 3行目～5行目	平成31年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.6%とされたため、平成31年における特例基準割合は年1.6%となった。このため、平成31年における延滞金の割合の特例は、・・・	令和2年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.6%とされたため、令和2年における特例基準割合は年1.6%となった。このため、令和2年における延滞金の割合の特例は、・・・
法改正に伴う補正	P23 上から4～7行目	平成31年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.6%とされたため、平成31年における特例基準割合は年1.6%となった。このため、平成31年における延滞金の割合の特例は、・・・	令和2年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.6%とされたため、令和2年における特例基準割合は年1.6%となった。このため、令和2年における延滞金の割合の特例は、・・・
法改正に伴う補正	P859 問34 E肢 2行目	・・・, 62万円を超えることができないものであることを規定している。	・・・, 64万円を超えることができないものであることを規定している。
法改正に伴う補正	P860 問34 解説 B肢 2行目	・・・, 「61万円」を超えることができない(国民健康保険法施行令29条の7第2項9号)。	・・・, 「63万円」を超えることができない(国民健康保険法施行令29条の7第2項9号)。

【2020/6/5 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P442 問76 解説 ア肢 3行目	・・・として産出される(昭60法附則14条1項, 経過措置令24条)。	・・・として算出される(昭60法附則14条1項, 経過措置令24条)。

以上